○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和三年　国土交通省告示第五百九十三号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送事業務等
第一節　運送の申込み及び引受け（第三条・第四条）
第二節　運賃料金等（第五条・第六条）
第三節　運送の申込人及び受け（第七条・第十七条）
第四節　貨物の受取り（第十八条・第二十条）
第五節　貨物の受取り及び引渡し（第二十一条・第二十六条）
第六節　荷造及び運搬（第二十七条・第三十条）
第七節　荷造及び運搬（第三十一条・第三十二条）
第八節　運賃料金等（第三十三条・第三十六条）
第九節　運送の中止（第三十七条・第三十八条）
第十節　運送の変更（第三十九条・第四十条）
第十一節　運送の取消し等（第四十一条・第四十六条）
第十二節　雑則（第四十七条・第四十八条）
第三章　貨物の引渡し等（第四十九条・第五十条）
第四章　運送事業者間の連帯（第五十一条・第五十五条）

第一章　総則

（事業の原則）

第一条　当店は、「標準貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、別項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別な条件の貨物運送を行います。

4　当店は、貨物の自動車利用運送を行います。

（運用範囲）

第二条　当店の運送約款は、この運送約款の定めるところによります。

2　よって、この運送約款に定められない事項について、法令又は慣行によります。

第二章　運送事業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の責任）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた際には、その貨物の運送を行います。ただし、貨物又は運賃料金等が運送に適しない場合は、この限りでありません。

（引渡場所）

第五条　当店は、受付日時内に、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店運送約款に違反する場合

二　当店運送約款に違反する運送を行うおそれがあるとき。

三　当店運送約款に違反する運送があったとき。

四　当店運送約款に違反し、申込者から特別の負担を求められたとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運賃料金等の支払方法）

第六条　当店は、運賃料金等の支払方法を、次の各号の一に該当する場合には、当店運送約款の定めるところにより、当店運送約款の定めるところにより、当店運送約款の定めるところにより